

基本手当日額の計算式及び金額(令和7年8月1日～)

1. 基準日において30歳以上45歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
3,014円以上5,340円未満	$y = 0.8w$
5,340円以上13,140円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5340)/(13140 - 5340)\}w$
13,140円超 16,110円以下	$y = 0.5w$
16,110円超	$y = 8,055$

2. 基準日において45歳以上60歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
3,014円以上5,340円未満	$y = 0.8w$
5,340円以上13,140円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5340)/(13140 - 5340)\}w$
13,140円超 17,740円以下	$y = 0.5w$
17,740円超	$y = 8,870$

3. 基準日において60歳以上65歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
3,014円以上5,340円未満	$y = 0.8w$
5,340円以上11,800円以下	$\begin{cases} y = 0.8w - 0.35\{(w - 5340)/(11800 - 5340)\}w \\ y = 0.05w + (11800 \times 0.4) \end{cases}$ のいずれか低い方の額
11,800円超 16,940円以下	$y = 0.45w$
16,940円超	$y = 7,623$

4. 基準日において30歳未満である受給資格者に対する計算式

賃金日額(w)	基本手当日額(y)
3,014円以上5,340円未満	$y = 0.8w$
5,340円以上13,140円以下	$y = 0.8w - 0.3\{(w - 5340)/(13140 - 5340)\}w$
13,140円超 14,510円以下	$y = 0.5w$
14,510円超	$y = 7,255$

(注)1 基準日とは、受給資格に係る離職の日をいう。

2 端数処理については、1円未満を切り捨てる。